

(株) ハローワールドに係る一般社団法人日本旅行業協会の 弁済業務保証金制度の案内について

一般社団法人日本旅行業協会から、宮城県知事登録第2種旅行業(株)ハローワールドに係る弁済業務保証金制度の受付を開始したとの案内がありました。詳細は、同協会のホームページを御覧ください。

1 弁済業務保証金制度の案内

一般社団法人日本旅行業協会のホームページをご覧ください。

協会のホームページのトップにある「株式会社ハローワールド(宮城県知事登録旅行業第2-395号)と取引をしたお客様へ」から下記のページへ移動できます。

https://www.jata-net.or.jp/travel/jata-user_consultation/travel02_01/page-60823/

2 弁済業務保証金制度の概要

(1) 制度内容

弁済業務保証金制度は、旅行業協会に加入している旅行者と旅行業務に関して取り引きをした消費者が、その取引によって生じた債権について、旅行業協会が国に供託した弁済業務保証金から一定の範囲で消費者に弁済する制度

(2) 対象者

(株)ハローワールドと旅行業務に関する取引によって生じた債権を有する旅行者(宿泊施設、運送機関等事業者は含みません。)

(3) 弁済限度額

1, 100万円

3 お問い合わせ先

一般社団法人日本旅行業協会 弁済業務委員会事務局

電話：03-3592-1265

メール：bensai@jata-net.or.jp